

歯科医師臨床研修の協力型（Ⅰ）臨床研修施設指定基準について

本院の歯科医師臨床研修にご参画いただく施設については、指定基準上『協力型(Ⅰ)臨床研修施設』に該当しますので、以下、厚生労働省が定めております協力型(Ⅰ)臨床研修施設の指定基準について、抜粋・要約しておりますので、ご参考ください。

＜協力型(Ⅰ)臨床研修施設の指定基準（抜粋・要約）＞

（１）施設、人員等の基準について

- ① 常に勤務する歯科医師が２名以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。
なお、常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め、当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいいます。
- ② 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。
- ③ 当該医療機関の開設歴が３年以上であること。
- ④ 診療補助に従事する歯科衛生士または看護師（准看護師を含む）が適当数（おおむね常に勤務する歯科医師と同数又は当該年度に募集する研修歯科医と同数）確保されていること。また、歯科衛生士を１人以上置くこと（なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入すること）。
- ⑤ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
 - 医療に係る安全管理を行う者（「安全管理者」… 医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、当該施設内における医療安全に関する職員の医療安全管理に関する意識向上や指導等の業務を行う者）を配置すること。
また、安全管理者は、医師・歯科医師・薬剤師・看護師または歯科衛生士のうちのいずれかの資格を有しており、医療安全に関する必要な知識を有している者であること。
 - 患者からの相談に適切に応じる体制を確保するように努めること。施設内に、患者相談窓口または意見箱等を常設し、患者等からの苦情や相談に応じられる体制を確保することに努めること。
 - ア）患者相談窓口の活動の趣旨・設置場所・担当者およびその責任者・対応時間等について、患者等に明示されていること。
 - イ）患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員・相談後の取扱・相談情報の秘密保護・管理者への報告等に関する規約が整備されていること。
 - ウ）患者や家族等が相談を行うことにより不利益を受けないよう、適切な配慮がなされていること
- ⑥ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
 - 病歴管理者が選任されており、診療に関する諸記録（診療録、診療日誌、処方せん、エックス線写真、紹介状など）の管理が適性になされていること。
- ⑦ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
 - 臨床研修に実施に関し必要な歯科主要設備（例：歯科診療台、歯科用エックス線装置、パノラマエックス線装置、オートクレーブ、超音波歯石除去器、生体モニター、口腔内画像システム、吸入鎮静装置など）のほか、臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、原則としてインターネットが利用できる環境（Medline 等の文献データベース、教育用コンテンツ等が利用できる環境）が整備されているものであること。

- ⑧ 受け入れ研修歯科医数が、指導歯科医の2倍を超えないこと。
※ただし本院では（指導医数≧受け入れ研修歯科医数）とする。

（２）研修歯科医の処遇に関する基準

- ① 勤務形態・研修手当等研修歯科医の処遇は、研修歯科医が研修に専念できる内容であり、その内容が公表されていること（研修歯科医の労働者性に鑑み、最低賃金・休暇・社会保険・労働保険など、労働基準法等に定められた各種の基準を満たすこととされています）。
- ② 公表された内容のとおり研修歯科医が処遇されていること。

（３）本院歯科医師臨床研修プログラム A について

本院の協力型臨床研修施設においては、研修歯科医の処遇に関して以下の点への同意をお願いしております。

- ① 協力型臨床研修施設での研修期間は、1 年間の全研修期間のうち、8 月～翌年 3 月までの 8 ヶ月間となります。
- ② 上記 8 ヶ月間、研修歯科医は本学を退職し、協力型臨床研修施設で雇用いただきます。また、雇用にあたっては、法令で定められている最低賃金・休暇・社会保険・労働保険など、労働者を雇用する際に必要な各種処遇をお願いしております。
- ③ 研修中の医療事故については、協力型臨床研修施設において解決に向けた対応をお願いすることとなります。（各研修歯科医は国立大学附属病院損害賠償責任保険制度の病院損害賠償責任保険及び同勤務医包括特約に加入します。）
- ④ 本院管理型施設の研修歯科医に対する処遇（参考）
時給 1,399 円、時間外手当・休日手当・通勤手当あり、賞与・住宅手当なし
勤務時間 8:30～17:15 （時間外勤務あり）
年次有給休暇 10 日（4 月の研修開始時から付与）、夏季休暇あり
国家公務員共済組合、雇用保険、労働者災害補償保険に加入
健康診断あり（年 1 回）、歯科医師賠償責任保険の加入

（４）協力型臨床研修施設の変更の届出について

協力型施設の開設者は、

- ア) 開設者の氏名および住所
- イ) 管理者の氏名
- ウ) 施設の名称
- エ) 診療科名
- オ) 病床の種別ごとの病床数
- カ) 指導歯科医及びその担当分野
- キ) 研修歯科医の処遇に関する事項

の事項に変更が生じたときは、その日から起算して 1 月以内 に臨床研修施設変更届出書を厚生労働大臣に届出する必要がありますので、上記事項に変更が生じた場合は直ちに総務課人事係にご連絡ください。

協力型臨床研修施設にて臨床研修を行う研修歯科医の雇用について

大阪大学歯学部附属病院（以下、本院）では、歯科医師臨床研修の必修化に伴う臨床研修のうち、複合型として実施する研修（大阪大学歯学部附属病院歯科医師臨床研修プログラムA：定員17名）について、1年間の研修期間のうち、8月1日から翌年3月末日までの8ヶ月間、研修歯科医が協力型臨床研修施設に勤務する形態で実施しております。

そこで、雇用関係、給与、社会保険等、年次有給休暇、医療事故への対応、臨床研修についての取り決めについて、以下のように提示いたしますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

年間の雇用関係等（令和10年度）

年	令和10年												令和11年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
雇用関係	大阪大学が雇用 →				協力型施設が雇用▶										
給与	大阪大学が支給 →				協力型施設が支給▶										
社会保険等	大阪大学が負担 →				協力型施設が負担▶										
労災保険	大阪大学が適用 →				協力型施設が適用▶										
年次有給休暇	大阪大学で勤務 (休暇付与) →				協力型施設で勤務▶										

1. 雇用関係について

本院では、まず、プログラムAの研修歯科医を令和10年4月～7月の4ヶ月間雇用いたします。その後、7月末日をもって本院を退職しますので、8月1日から翌年3月末日までの8ヶ月間は、協力型臨床研修施設と研修歯科医との間で雇用契約を締結いただくこととなります。

2. 給与について

1年間の臨床研修期間のうち、本院にて雇用する4ヶ月間については、本院から研修歯科医に対して給与を支給いたしますが、協力型臨床研修施設にて研修を行う8ヶ月間につきましては、各施設にて定める（厚生労働省へ届出している）給与額の支給をお願いいたします。

なお、給与額については、各施設における規程に基づき、研修歯科医との間に交わされる契約に従うものでありますが、研修歯科医には一般的な労働者と同様の処遇が確保されることが重要であるという厚生労働省の見解により、各都道府県で定められている最低賃金、および労働基準法等の各種法令に定められた基準を満たすことが義務付けられておりますので、ご留意ください。

3. 社会保険等について

研修歯科医が本院にて研修を行う期間については、本院において健康保険、厚生年金、雇用保険等に参加いたしますが、協力型臨床研修施設における研修期間については、本院を退職して協力型臨床研修施設にて雇用いただくこととなりますので、改めて各協力型臨床研修施設において適した保険の適用をお願いいたします。

4. 年次有給休暇について

本学の就業規則により、研修歯科医は4月の研修開始時から年10日間の年次有給休暇が付与されます。

平成31年4月から施行された「働き方改革関連法」により、年10日以上之年次有給休暇が付与される労働者に対しては年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務づけられており、臨床研修プログラムAにおいては、8月～翌年3月までの8ヶ月間は協力型臨床研修施設での勤務となりますが、制度上1年間のプログラムとして臨床研修に従事していることから、8月から翌年3月までの間におきましても、本院で取得した日数と合わせて5日間を目安に、年次有給休暇を取得させるようご配慮をお願いいたします

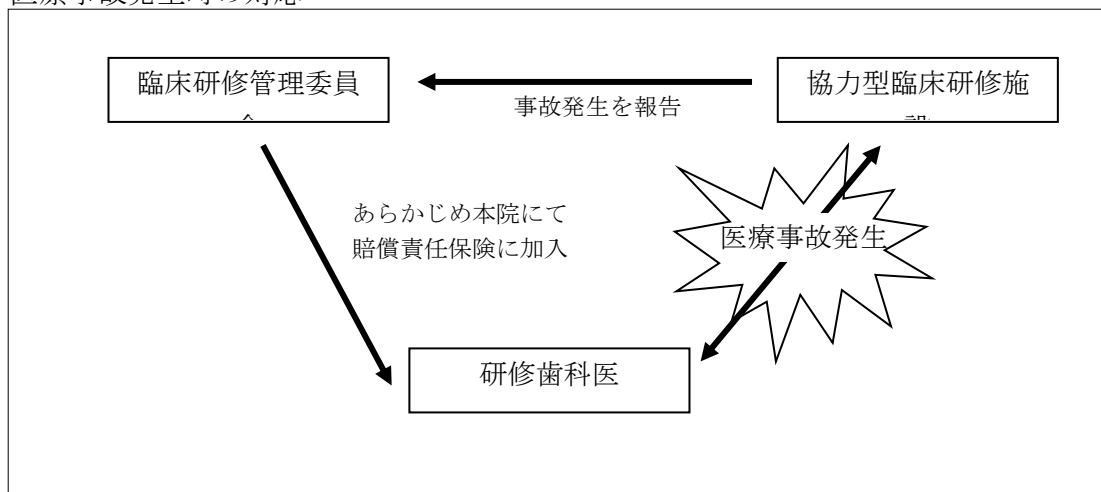
5. 医療事故への対応について

研修歯科医は、臨床研修開始時に1年間を期間とする病院損害賠償責任保険に本院負担で加入いたします。（当該保険は研修歯科医の本院歯科医師臨床研修プログラムAに基づく協力型臨床研修施設における研修期間中の医療事故等による損害も補償対象に含みます）

なお、研修中に研修歯科医が関係して医療事故等が発生した場合には、協力型臨床研修施設において解決に向けた対応をお願いいたします。

同時に、医療事故発生時には各施設の加入保険会社等、ならびに、本院臨床研修管理委員会（窓口：総務課人事係）宛て直ちにご報告をお願いいたします。

医療事故発生時の対応



6. 臨床研修についての取り決めについて

臨床研修の開始にあたっては、本院と協力型臨床研修施設との間で、研修内容・処遇等について定めた取り決めの締結をお願いいたします。